

今年も10月に最低賃金が改定されます。引上げ目安額は63円となり、神奈川県は1,225円、東京都は1,226円へ引上げ予定です。最低賃金は時給者のみの問題ではなく、月給者や日給者も、基本給を時間に換算して最低賃金を下回らないか確認しましょう。最低賃金には通勤手当や家族手当等は含まれませんのでご注意ください。

今回の改定は過去最高額の引上げとなります。そこで、今回は厚生労働省の助成金をご紹介します。

① 業務改善助成金

事業場内の最低賃金を30円以上引き上げて、生産性向上のために設備投資等を行った中小企業が対象です。生産性向上のための設備投資等には、顧客管理システムの導入や、経営コンサルティングを受けること等が含まれます。特例として、パソコンや自動車の購入費用も対象となる事業もあります。第二期の締切は9月30日と間近に迫っており、第三期以降の募集は、今後、厚生労働省のHPにて発表されます。

② キャリアアップ助成金

有期労働者等の正社員転換や賃金の増額を行った企業に支給されます。対象となる賃金の増額には、賃金規定を改定して3%以上の賃上げを行う、新たに社会保険に加入する有期労働者に手当を支給する等があり、その内容により申請コースが異なります。

③ 働き方改革推進支援助成金 労働時間短縮・年休促進支援コース

残業時間を削減した、または有休を取得しやすい環境を整えた中小企業向けの支援策です。助成対象となる取組には、勤怠管理ソフトの導入や就業規則等の見直し等があります。こうした取り組みのほか、賃上げを行うことで助成額が加算されます。申請書の提出期限は11月28日までです。

④ 人材開発支援助成金 人材育成支援コース

教育訓練中の労働者の賃金やその訓練に要した経費の一部が助成されます。さらに、訓練終了後に5%の賃上げを行った場合、または訓練終了後に資格手当を支払って賃金が3%上昇した場合、助成額が増額します。訓練開始の1ヶ月前までに計画書を提出しなければなりません。

⑤ 人材確保等支援助成金 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース

離職率を低下させた企業向けの助成金です。メンター制度の創設や人間ドックの実施等により雇用管理体制を整備、またPOSレジやロボット掃除機の購入等の設備投資

等を通して、離職率の低下を目指します。①の助成金と異なり、パソコン等の購入費用は助成対象となりません。なお、こちらの助成金も、賃金を5%以上引き上げると助成額が加算されます。

今回ご紹介したもの以外にもコースや助成金が設置されています。詳細や不明点がございましたら、各担当者にお問い合わせください。